

令和 3 年 9 月 1 0 日

各保護者 様

津市教育委員会

「『緊急事態宣言』の期間延長」に伴う給食費の返金対応
について

平素は、本市の学校教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、欠食時の給食費の返金については、「休業日を除いて10日前までに連絡があった場合」を対象として「1食単価×欠食回数分」の返金を行っているところですが、「『緊急事態宣言』の期間延長」に伴う対応として、連絡をいただいた3日目以降分から給食費の部分返金を行うなど、下記のとおり取り扱います。

なお、欠食期間の日にち指定が必要となりますので、下記に該当される場合は、学校へ日にちまたは期間をお申し出ください。

記

1 適用期間

9月13日（月）から『緊急事態宣言』解除日まで

2 返金額

(1) 連絡をいただいた日の3日目から10日目まで（土日祝日除く）

「主食（米飯・パン）」と「牛乳」の代金を返金します。

※副食については、10日目までの食材はキャンセルできないことから、この期間内は返金できませんのでご了承ください。

(2) 連絡をいただいた日の11日目以降（土日祝日除く）

「1食単価（主食＋牛乳＋副食）×欠食回数分」を返金します。

（ 事務担当
教育総務課 給食担当
電話番号：229－3246 ）